

平成 29 年第 2 回定例会 文教常任委員会

平成 29 年 7 月 3 日

意見発表

佐々木(正)委員

文教常任委員会に付託された議案及び所管事項について、公明党県議団として意見を申し述べます。

はじめに、体育センター等特定事業については、P F I 事業者が整備、管理、運営を行っていくことから、県は厳格にチェック機能を果たしていただくよう要望します。

次に、家庭教育支援の取組については、現在、家庭を取り巻く環境は複雑化、多様化しており、子育ての不具合が問題を抱え、孤立化する保護者も増え、家庭の教育力は低下してきているといえます。子供たちの健全な成長のため、保護者をはじめ行政や学校、地域等が連携を図り、家庭教育を支えていくことが必要であります。昨今、子供の貧困が社会的に大きく報じられる中、家庭教育支援を推進するため、県においては家庭、学校、地域が連携した対策を県教育委員会が主体となって、クロス・ファンクショで支援できる仕組みを整備するとともに、国における法案提出の動きや、既に複数の県で条例を制定していることも注視し、喫緊の課題として県民に具体的な取組を示していただくよう要望します。

次に、いじめ対策については、現在、スマートフォンの中高校生への急速な普及に伴い、SNSを通じたいじめが増えていることから、学校現場でもその対策を推進し始めたことと承知していますが、いわゆる既読スルーからいじめに発展するなど、日常的な児童・生徒のコミュニケーションの中にもいじめの危険性があります。SNSを通じたいじめは教員の目が届きにくく、いじめを発見したときには既に深刻な事態になっていることもあることから、今回、いじめ防止基本方針の改定素案の中でSNSを通じたいじめへの取組をしっかりと取り込んでいただき、未然防止を図るために児童・生徒にSNSの特質や危険性を教えるとともに、受け手側の児童・生徒の気持ちを押し量ったコミュニケーションができるよう、教育活動全般の中で指導していくことを強く要望します。

以上、意見を申し上げ、付託された議案に賛成します。